

令和4年度理事・監事選挙についてのお知らせ

選挙管理委員会委員長

柴 伸昌

告示

理事・監事立候補期間：1月20日（金）～2月1日（水）

審査期間（事務局による）：2月2日（木）～2月7日（火）

選挙になった場合、役員選出規定により投票を行う〔2月8日（水）～3月1日（水）〕

開票告示は3月8日頃とする

無投票の場合は2月10日（金）～2月16日（木）中に委員会を開催し、新理事を決定告示する

当選した理事・監事は当選受諾書と住民票の提出によって新理事・監事として認められる。

理事の職務と権限（定款第36条）

第36条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。特任理事も同等に業務の執行の決定に参画する。理事会には正当な理由がない限り出席し（出席義務）、理事長より依頼された業務及び理事会から託された任務を果たさなければならない（業務遂行義務）。

理事・監事の被選挙権および選出（役員選出規定第5条）

第5条 理事及び監事の候補者は、評議員の中から選出する。ただし、理事及び監事に立候補しようとする者は、引き続き5年以上この法人の正会員であることを要する。

2 理事及び監事の選挙に立候補しようとする者は、必要書類を添えて第13条に定める期間内に選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 理事の就任時の年齢は、満75歳未満であることを要する。

4 理事長は、理事の互選により選任する。

5 副理事長は、理事長が推薦し、理事会の議決によって選任する。

6 理事及び監事は、この法人の職員を兼ねることができない。

7 正当な理由がなく、任期中理事会に全く出席せず、又は各種委員会の委員長、副委員長の職務を遂行しなかった場合などは、次期の立候補を認めないことがある。

8 第1項及び第18条の定めにも拘らず、監事について必要があるときには、正会員以外のものであっても理事長が推薦し理事会の承認を受けた者を選挙により選出されたものとみなす。

立候補届は既定の申し込み用紙を使用し、事務局にメール、もしくはFAXにてお申込みいただきますようお願いいたします。

立候補受付期限： 2023年1月20日～2月1日